

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 80 条第 1 号  
に基づく裁判所への命令違反の通知について

香川県では、令和 3 年 8 月 20 日から 9 月 30 日までの間、まん延防止等重点措置として、重点措置区域である高松市に所在する飲食店に対し、午後 8 時までの営業時間の短縮等の要請を行い、要請に応じなかった飲食事業者に対し、同法第 31 条の 6 第 3 項に基づく命令（行政処分）を行いました。

この命令に従わなかった飲食事業者については、下記のとおり、同法第 80 条第 1 号に基づき 20 万円以下の過料に処するよう、管轄する裁判所に対して「過料事件通知書」を送付しましたのでお知らせします。

記

1 通知日

令和 3 年 10 月 11 日（月曜日）

2 対象数

命令違反が確認された 13 店舗

3 その他

営業時間の短縮等の要請についての命令は、要請期間中、計 2 回、合計 16 店舗（9 月 8 日に 7 店舗、9 月 22 日に 9 店舗）に対して行いました。